区民生活委員会資料 令和2年6月4日 区民生活部課税課

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例案 補足資料

【令和2年1月23日総務省説明資料より作成】

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等(案)

令和3年度分以後の個 人住民税について適用

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、 下記の2点を解消する改正を行う。

- 1 婚姻歴の有無による不公平
- 2 男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平
- ※ひとり親以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、 所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定

現行

改正後

控除区分	扶養親族等	事由	所得制限	控除額
寡婦	あり	死別 生死不明等 離婚	なし	26万円
	なし	死別 生死不明等	500万円	
寡夫	子あり	死別 生死不明等 離婚		
特別の 寡婦				30万円



	控除区分	扶養親族等	事由	所得制限	控除額
	寡婦	あり (子以外)	死別 生死不明等 離婚	- 500万円	26万円
		なし	死別 生死不明等		
	ひとり親	子あり	なし		30万円

※全体について事実婚のチェックなし。

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。